二　保育に従事する者の保育姿勢等
イ　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。
ロ　保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
ハ　乳幼児に身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分配慮されていること。
ニ　乳幼児の身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。
三　保護者との連絡等
イ　保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
ロ　緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
ハ　保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応されていること。
第六
一　給食
衛生管理の状況
調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
二　食事内容等の状況
イ　乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
ロ　調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。
第七　健康管理及び安全確保
一　乳幼児の健康状態の観察
乳幼児一人一人の健康状態の観察が乳幼児の登園及び降園の際に行われていること。
二　乳幼児の発育状態の観察
身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
三　乳幼児の健康診断
継続して保育している乳幼児の健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。
四　職員の健康診断
イ　職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。
ロ　調理に携わる職員の検便が、おおむね一月に一回実施されていること。
五　医薬品等の整備
必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
六　感染症への対応
乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
七　乳幼児突然死症候群の予防
イ　睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
ロ　乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせることとされていること。
ハ　保育室での禁煙が厳守されていること。
八　安全確保
イ　乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
ロ　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
ハ　不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されていること。
第八　利用者への情報提供
一　施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
二　施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
三　施設において提供される保育サービスを利用しようとする者から利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約の内容等についての説明が行われていること。
第九　帳簿の備付け
職員及び保育している乳幼児の状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

○厚生労働省告示第百二十六号

予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予防接種法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日　厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一　予防接種法施行令第七条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める給付及び厚生労働大臣が定める額（昭和五十二年厚生省告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

件名中「第七条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第二　平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「ジフテリア」の下に「、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「ポリオ」を「急性灰白髄炎」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「麻疹」を「麻しん」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「風疹」を「風しん」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「麻疹及び風疹」を「麻しん及び風しん」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号中「ＢＣＧ」を「結核」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

十　Ｈｉｂ感染症の予防接種

十一　小児の肺炎球菌感染症の予防接種

十二　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

第十三条第十九号中「肺炎球菌感染症」を「成人の肺炎球菌感染症」に改め、同条に次の一号を加える。

二十二　ロタウイルス感染症の予防接種

第三　麻しんに関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

前文中「第三条第一項に基づく」を「第五条第一項の規定による」に改める。

○厚生労働省
農林水産省告示第一号
経済産業省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を次のように指定したので、同令第五条の六の三第八項及び第二十七条の十二の三第九項の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充